

二本松土木事務所 道路等維持管理業務委託 特記仕様書

第1章 適用範囲

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、福島県が発注する「二本松土木事務所 道路等維持管理業務委託」に係る設計図書の内容について、必要な事項を定める。

第2章 共通事項

(共通事項)

第2条 受注者は、この委託業務を担当する福島県県北建設事務所長（以下「所長」という。）又は所長の指定する監督員の指示に従い、受注者の責任において業務委託発注書（以下「発注書」という。）、図面及び福島県土木部発行の共通仕様書（土木工事編）（以下「仕様書」という。）によって施工すること。なお、本特記仕様書は仕様書より優先する。

- 2 受注者は、発注書、図面及び仕様書に明示されていないものでも、委託業務の性質上当然必要な事項及び法令または慣例によって履行しなければならない事項は、監督員に確認して指示を受け処理すること。
- 3 受注者は、契約の日より監督員の指示を受けられる体制を整え、直ちに委託業務ができるよう準備することとし、年間の作業計画書及び別紙（様式一体制1）を速やかに提出すること。
- 4 受注者は、一件毎に発注された委託業務が完了したときは、直ちに完了届を提出し、検査を受けること。
- 5 本委託業務は、道路等維持管理業務の性質上、突発的な緊急業務に対処するため、指定工期として、休日及び祝祭日を含むものとする。
- 6 受注者は、委託業務における発生材（残土を含む）を速やかに跡片付けし、交通及び保安上の障害とならないようその都度監督員の指示する箇所に運搬し、適正に処理すること。
- 7 受注者は、委託業務実施時には必要に応じて道路保安施設、交通誘導員の配置等の安全対策を行うこと。
- 8 業務履行中に事故が発生したときは、受注者は直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに、監督員が指定する様式による「事故報告書」を提出しなければならない。
- 9 作業に伴う交通規制については、監督員と協議のこと。

第3章 主任技術者

(主任技術者)

第3条 主任技術者は業務の適切な履行を確保するため、業務担当者、作業員等を指導、監督しなければならない。

- 2 主任技術者は、監督員と密に連絡を取るとともに、業務全体の実施計画の策定、業務の状況報告や協議等を業務担当者等と調整し、対応するものとする。なお、本業務委託の性質上、突発的な緊急業務が発生する可能性があるため、実施計画については隨時見直すこと。
- 3 主任技術者は、作業員が業務を実施している間は、発注者の担当課と連絡がとれるようにしておかなければならない。
- 4 住民要望の情報共有及び協働対応を行うものとする。
- 5 橋梁等の構造物に関する排水施設の日常点検・支障物撤去等（1回／年）を行い、発注者へ報告するものとする。
- 6 維持管理データベースを作成するものとする。
(管理瑕疵事故・補修履歴・苦情等の場所や内容を取りまとめる)

(履行する際の留意事項)

- 第4条 主任技術者は、本仕様書等で示された義務の適正な履行の確保に努めなければならない。
- 2 関係者は業務の履行にあたっては、県民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことのない様にする。
 - 3 発注者の担当課及び業務担当者、作業員との緊急連絡に対応するため、受注者は2以上の電話回線（携帯電話を含む）を確保しておくものとする。

第4章 委託区域

(委託区域)

第5条 本業務の委託区域は、福島県二本松土木事務所が二本松市内で管理している道路、河川、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設とする。ただし、各業務の区域図で指定している場合や災害発生時など監督員から指示があった場合はこの限りでない。

第5章 委託業務

(委託業務)

第6条 委託業務の一覧を以下に示す。ただし、特別な指示があった場合はこの限りでない。

なお、(1)①から⑤について、1件の委託料は300万円未満とし、緊急を要する場合（災害時）は500万円未満とする。

(1) 単価契約業務

①道路維持補修	22 路線 L= 197.5 k m
②舗装維持修繕業務	22 路線 L= 197.5 k m
③河川維持管理業務	24 河川 L= 179.8 k m
④砂防施設維持管理業務	N= 19 河川・溪流
⑤急傾斜施設維持管理業務	N= 31 箇所

⑥除雪業務	20 路線 L= 173.7 km
(2) 総価契約業務	
①道路除草業務	A=107, 172.0 m ²
②道路植栽管理業務 剪定、寄植、施肥、防除、除草一式	
③スノーポール設置撤去業務	N=183 本
④監理業務	一式

第 6 章 道路維持補修業務

(業務の定義)

第 7 条 道路維持補修業務は、突発的な事故や経年劣化による道路管理施設の損傷のうち、軽微なものについて補修を行うものである。

(留意事項)

第 8 条 受注者は、受託路線の存する市町村において気象警報発表時または震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、速やかに道路パトロール体制を整え、監督員の指示する路線をパトロールし、速やかにその結果を電話等により報告すること。

- 2 受注者は、前項 1 によるパトロール完了後速やかに、道路パトロール報告書（様式第 7 号）を提出すること。
- 3 受託者は、東北道路啓開計画（福島県版）に基づき、大規模災害発生時には、本計画に位置付けられた路線において、道路啓開を実施すること。

第 7 章 舗装維持修繕業務

(業務の定義)

第 9 条 舗装維持修繕業務は、道路舗装の破損箇所のうち小規模な箇所、またはこれを放置することによって破損部分が拡大し交通に支障を及ぼすことが予想される箇所を修繕するものである。

(留意事項)

第 10 条 欠損部補修箇所においては、必要に応じて修繕箇所縁端の脆弱部取り除き及び舗装殻処理費用、舗装殻運搬費用、区画線設置費用（必要に応じて）を労務費の合計額に対する率に換算して計上している。このため、前記工種について適切に施工すること。

第 8 章 河川等維持管理業務

(業務の定義)

第 11 条 河川・砂防施設・急傾斜施設（以下、「河川等」）の維持管理業務は、突発的な事故や経年劣化による河川等の管理施設の損傷のうち、軽微なものについて補修を行うものである。

(留意事項)

- 第12条 受注者は、受託河川の存する市町村において気象警報発表時または震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかにパトロール体制を整え、監督員の指示する河川等をパトロールし、速やかにその結果を電話等により報告すること。
- 2 受注者は、前項1によるパトロール完了後、速やかに緊急時巡回報告書（様式第7号）を作成し提出すること。
- 3 受注者は、急傾斜地崩壊危険区域の藤町2号及び藤町3号について、土砂災害警戒情報の発表や地震の発生等により、監督員からパトロールの実施について指示があった場合は、構造図を参考に漏水・クラック等、異状の有無を確認し、その結果を報告すること。
- 4 受注者は、本委託目的を理解し、河川区域・砂防指定地・急傾斜崩壊危険区域に維持管理上の支障を及ぼす様な事象を確認した場合は危険回避の対策を講ずるなど、作業時は管理者としての意識に立ち対応すること。

第9章 除雪業務

(業務の定義)

第13条 除雪業務は、本特記仕様書第6条(1)⑥について令和8年11月1日から令和9年3月31日までの間、降積雪、および地吹雪等による吹き溜まりにより交通障害の発生等が予測される場合に行う除雪作業及び路面凍結で交通障害の発生しやすい箇所について路面状況と気象予測により人力、または機械により行う凍結抑制剤の散布作業とする。

(業務の内容)

第14条 業務の内容は、「道路除雪業務委託仕様書」による。

第10章 道路除草業務

(業務の定義)

第15条 道路除草業務は、路肩、法面部の除草を行うものとする。

(実施回数)

第16条 実施回数は、路線により年1回または年2回とするが、実施時期や繁茂状況による実施回数の変更については監督員と協議して決定するものとする。なお、地域の行事等（祭事、イベント、道の日など）を特に考慮すること。

第11章 道路植栽管理業務

(業務の定義)

第17条 道路植栽管理業務は、道路植栽の防除、剪定、施肥、伐採を行うものとする。また、植栽管理を行うための除草を含むものとする。

(実施時期)

第18条 実施時期や実施回数については監督員と協議して決定するものとする。
なお、地域の行事等（祭事、イベント、道の日など）を特に考慮すること。

第12章 スノーポール設置撤去業務

(業務の定義)

第19条 スノーポール設置撤去業務は、降雪期における道路視線誘導を目的とし、既設デリネータや防護柵等にスノーポールを設置撤去するものとする。

(実施時期)

第20条 実施時期は、気象状況に応じて、詳細の時期を監督員と協議して決定するものとする。

第13章 監理業務

(業務の定義)

第21条 監理業務は、第3条及び第4条に記載されている業務を含め、本業務委託全体のマネジメントを行うものとする。

第14章 成果品

(成果品)

第22条 受注者は、業務完了時に下記の成果品を成果品目録とともに提出するものとする。

(1) 橋梁等の構造物に関する排水施設の日常点検・支障物撤去等（1回／年）の報告書

(2) 維持管理データベース

なお、上記成果品の様式及び形式については受注者と協議の上定めること。

除雪業務委託仕様書(県有機械貸付)

(適用範囲)

- 第1条 この仕様書は、県有機械貸付の除雪業務委託契約に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については委託者の指定する監督員（以下「監督員」という。）の指示によるものとする。
- 2 この契約上「除雪機械」は直接除雪を行う機械のほか、「凍結剤散布車」を含む。

(除雪機械の貸与)

- 第2条 この作業に、契約書第3条により除雪機械を貸与する。

(作業時間)

- 第3条 除雪機械の稼働時間は、実作業時間とする。
- 2 除雪機械の稼働状況等は、第6-1号様式にて毎月報告すること。

(除雪作業時の事故防止)

- 第4条 受託者は、除雪作業における事故の防止に努めるとともに、次のことを行うこと。
- 一 受託者は、除雪作業の安全管理に努め、除雪作業従事者に安全運転の徹底を図ること。
 - 二 受託者は、除雪作業区間の道路及び道路付属物について、除雪前に作業上危険な箇所の点検等を行い、必要に応じて、委託者の指示を受けること。
 - 三 除雪機械は、運転手及び助手の二人乗務とすること。
 - 四 委託者及び受託者は協議の上、除雪作業時の現場条件に応じて、交通誘導員を配置するものとする。

(除雪作業)

- 第5条 受託者は除雪管理システムにより、機械による除雪作業を報告（日報）するものとする。
- 2 何らかの事情により除雪管理システムを使用できない場合は、参考様式1により速やかにFAXで報告するものとする。
- 3 受託者は、委託者の随時点検に応じなければならない。

(除雪作業等の出動基準)

- 第5条の2 新雪除雪は路上の積雪深が5cmから10cm以上となった場合に出動するものとし、圧雪層厚を路面上5cm以下にすることを原則とする。（ただし、降雪状況、気象予報等を参考に、さらに降雪が続く恐がないときには、委託者の判断による。）
上記のほか、地域や路線の特性に応じて気象予報等により交通に支障をおよぼすと判断、または予想される場合はその都度出動するものとする。
- 2 路面の状況により緊急に除雪を行なう必要が生じた場合については、前記にかかわらず監督員の指示によりその都度出動するものとする。
- 3 拡幅、路面整正及び凍結抑制剤散布については、監督員の指示によりその都度出動する。

(除雪区間)

- 第5条の3 本路線の除雪区間は契約書記載のとおりとし、この除雪区間に従った除雪作業を行い、交通を確保しなければならない。

(交通確保の目標)

- 第5条の4 交通確保は第4条及び第5条の規定によって実施するほか、次により行わなければならない。
- (1) 通勤、通学時間帯において通行に支障がないよう交通を確保すること。
 - (2) 始発及び最終バスの運行に支障のないよう路面状態を保つこと。

- (3) 日中にあっては吹き溜まり箇所等の発生が生じた場合、又は予想される場合は、委託者と連絡をとり交通を確保すること。
- (4) その他緊急に委託者からの依頼があった場合には、協議のうえことにあたること。

(道路構造物の保全)

- 第5条の5 除雪に際しては、道路及びその付属物に損傷を与えないように留意すること。
- 2 除雪に起因して道路及び管理施設物を破損した場合は、委託者の指示により必要な措置を講ずること。

(凍結抑制剤)

- 第6条 作業に要する凍結抑制剤については、委託者が購入し、受託者に支給する。
- 2 凍結抑制剤の受け渡しに当たっては、二本松土木事務所備え付けの「消耗品出納簿」に記入しその証を残すものとする。

(凍結抑制剤散布作業)

- 第6条の2 受託者は参考様式2により機械による散布作業を報告（日報）するものとする。
- 2 受託者は、委託者の随時点検に応じなければならない。

(凍結抑制剤散布車の出動基準)

- 第6条の3 凍結抑制剤散布車の作業は路面凍結が予想される場合、または確認したとき出動するものとする。ただし、路面の状況により緊急に散布を行う必要性が生じた場合については、前記にかかわらず監督員の指示によりその都度出動するものとする。

(自動散布機凍結抑制剤補充作業)

- 第6条の4 自動散布機凍結抑制剤補充作業状況は、1か月分を取りまとめて第6-1号様式に整理し、毎月、作業状況写真を添付してその写しを提出するものとする。

(雪道巡回)

- 第7条 峠部等により委託者が必要と判断した場合、委託者は文書等で雪道巡回の指示を行うこととし、受託者は指示に応じて、指定された雪道のパトロールを行うこと。
なお、受託者は、巡回結果は参考様式3により、その都度報告すること。

(待機要請)

- 第7条の2 契約期間中、大雪注意報発令等により委託者が必要と判断した場合、委託者は文書等で待機要請を行うこととし、受託者は要請に応じて、情報連絡員及び助手を含むオペレーターを待機させるものとする。
- 2 受託者は、第8号様式により待機態勢をその都度報告すること。

(交通誘導員)

- 第8条 運搬排出等に交通誘導を行う必要がある場合は、事前に配置計画等を協議し、委託者は協議結果に基づき交通誘導員の配置を指示するものとする。
- 2 受託者は、毎月、第6-2号様式により配置状況を整理し、同様式に配置状況写真及び警備業務日報の写しを添付して報告するものとする。

(監督員の指示)

- 第9条 除雪作業は各条項により受託者が施工するものであるが、除雪は特殊な作業であり、出動時間帯、除雪工法等、監督員が指示する場合もあり、その指示に従わなければならない。
- 2 作業委託区間は、第5条の3の区間の外、県北建設事務所管理道路で監督員が指示する区間とする。

(主任技術者届等)

- 第 10 条 主任技術者の届出は第 1 号様式によるものとする。
- 2 情報連絡員の届出は第 2-1 号様式によるものとする。
- 3 除雪機械の運転員については、第 2-2 号様式に資格を証する運転免許証の写しを添付して届け出るものとし、受託者において作業前に資格の確認と安全運転の指導を行い、法令等に違反することの無いように対処すること。

(除雪機械の授受及び管理)

- 第 11 条 除雪機械の授受は、除雪機械の現況を委託者及び受託者が確認の上、第 3 号様式「除雪機械現況確認表（兼）受領書・返納書」を 2 部作成し双方 1 部を保有するものとし、受託者が除雪機械の引き渡しを受ける。
- 2 受託者は貸与機械を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、貸与機械の使用権を第三者に譲渡し、または貸与機械を転貸し担保に供し、もしくは委託業務以外の用途に供してはならないものとする。
- 3 貸与機械の引渡し、返納及び維持管理に要する費用は受託者の負担とする。
- 4 受託者は貸与機械を滅失、紛失、または、き損したときは、直ちに第 4 号様式「事故（故障）報告書」により委託者に報告しなければならない。この場合において、受託者の責めに帰すべき理由により貸与機械を滅失、紛失、若しくは、き損し、又はその返還が不可能となったときは、受託者の負担において委託者の指定する期限内に補填し、若しくは修理し、又は現状に回復して返納し、又は返納に代えてその損害を賠償しなければならない。また、委託者の指示により受託者が負担して修理を行った場合は、第 5 号様式「除雪機械修理完了報告書」により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は契約期間の満了、契約の解除その他の理由によって貸与機械を返納するときは、第 3 号様式「除雪機械現況確認表（兼）受領書・返納書」を 2 部作成し双方 1 部を保有するものとし、委託者、受託者立会検査のうえ引取り、引渡しを行うものとする。
- なお、不合格の場合は前項によって復元修理のうえ再検査を受けなければならない。

(その他)

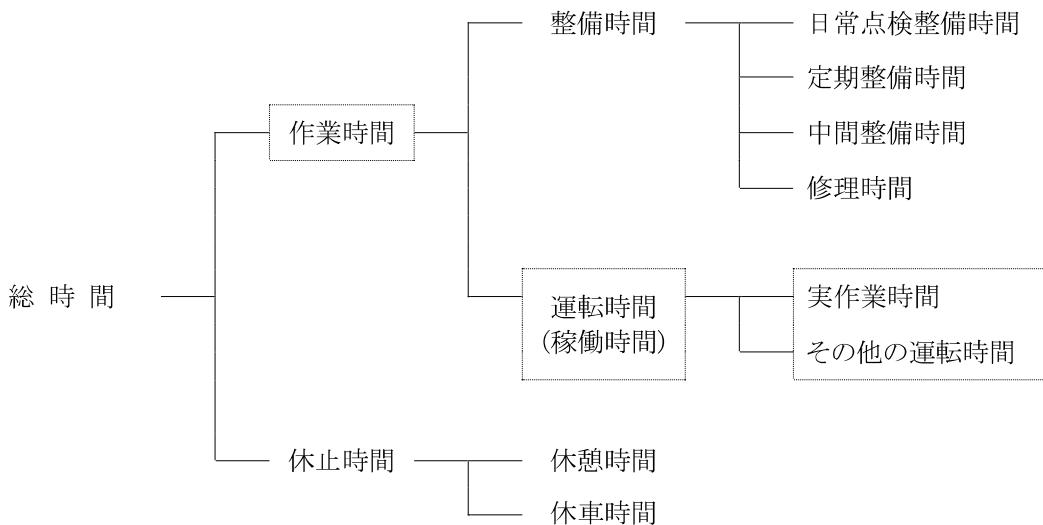
- 第 12 条 除雪機械の作業日報の整備は、別紙「除雪機械作業記録作成要領」による。

別紙

除雪機械作業記録作成要領

1. 時間

時間は1日24時間とし、単位は時、分を用い、5分単位とする。（例 0, 5, 10, 15,）



2. 運転時間（稼働時間）

機械の作業をした時間をいい、以下のものを含む。

(a) 実作業時間

主目的である除雪作業をした時間

(注) 除雪作業を主目的としている所へ、トラック等が故障し、または雪のため動かなくなり除雪作業に支障を来すため、これけん引した場合等の時間は実作業時間には含まれない。

(b) その他の運転時間

主目的以外の作業をした時間

(注) 現場試運転のための運転、整備点検のための運転、エンジンの空運転、および実作業時間の説明の（注）に示した場合等の運転時間をいう。

また、エンジンの空運転時間については、15分以上運転した場合は15分を上限として作業日報に記入するものとする。ただし、袋詰薬剤の積込は散布車の運転時間に含まれるものとし、凍結抑制剤散布車稼働後の運転時間は洗車・乾燥に時間を要するため、実稼働時間を計上できる。

工場内における各種運転時間はこれに含まれず、整備時間とみなす。

受託者における事務所提出の時間数の記入方法は、前記点線表示の稼働時間を記入する。

3. 休日

休日とは、祝日（国民の祝日にに関する法律第2条で定められた休日をいう。）及び休日（毎週土曜日の0時から日曜日の24時までの48時間については、福島県の休日を定める条例に基づき休日とし、年末年始の休日は12月29日から1月3日までの6日間とする。）とする。

除雪業務委託仕様書(民間機械借上)

(適用範囲)

- 第1条 この仕様書は、民間機械借上の除雪業務委託契約に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については委託者の指定する監督員（以下「監督員」という。）の指示によるものとする。
- 2 この契約上「除雪機械」は直接除雪を行う機械のほか、「凍結剤散布車」を含む。

(除雪機械の借上)

- 第2条 この作業に、契約書第3条記載の除雪機械を借り上げる。

積雪地域を除くその他の地域において使用される除雪機械のタイヤチェーンについては、県管理道路のみを除雪する場合には、委託者受託者協議の上、貸与ができるものとする。
ただし、対象機械は除雪計画の通常配置計画に位置づけられている除雪機械とする。
なお、タイヤチェーンを使用する際には、第9号様式タイヤチェーン使用実績記録簿により管理を行い、委託期間終了時に当該記録簿を提出するものとする。

- 2 路線ごとに除雪機械を指定しているが、指定機械を保有していない場合、委託者受託者協議の上、機械の変更をすることができるものとする。

(作業時間)

- 第3条 除雪機械の稼働時間は、実作業時間とする。
- 2 除雪機械の稼働状況等は、第6-1号様式にて毎月報告すること。

(除雪作業時の事故防止)

- 第4条 受託者は、除雪作業時における事故の防止に努めるとともに、次のことを行うこと。
- 一 受託者は、除雪作業の安全管理に努め、除雪作業従事者に安全運転の徹底を図ること。
 - 二 受託者は、除雪作業区間の道路及び道路付属物について、除雪前に作業上危険な箇所の点検等を行い、必要に応じて、委託者の指示を受けること。
 - 三 除雪機械は、運転手及び助手の二人乗務とすること。
 - 四 委託者及び受託者は協議の上、除雪作業時の現場条件に応じて、交通誘導員を配置するものとする。

(除雪作業)

- 第5条 受託者は除雪管理システムにより、機械による除雪作業を報告（日報）するものとする。
- 2 何らかの事情により除雪管理システムを使用できない場合は、参考様式1により速やかにFAXで報告するものとする。
- 3 受託者は、委託者の随時点検に応じなければならない。

(除雪作業等の出動基準)

- 第5条の2 新雪除雪は路上の積雪深が5cmから10cm以上となった場合に出動するものとし、圧雪層厚を路面上5cm以下にすることを原則とする。（ただし、降雪状況、気象予報等を参考に、さらに降雪が続く恐れがないときには、委託者の判断による。）
上記のほか、地域や路線の特性に応じて気象予報等により交通に支障をおよぼすと判断、または予想される場合はその都度出動するものとする。
- 2 路面の状況により緊急に除雪を行なう必要が生じた場合については、前記にかかわらず監督員の指示によりその都度出動するものとする。
- 3 拡幅、路面整正及び凍結抑制剤散布については、監督員の指示によりその都度出動する。

(除雪区間)

- 第5条の3 本路線の除雪区間は契約書記載のとおりとし、この除雪区間に従った除雪作業を行

い、交通を確保しなければならない。

(交通確保の目標)

第5条の4 交通確保は第4条及び第5条の規定によって実施するほか、次により行わなければならない。

- (1) 通勤、通学時間帯において通行に支障がないよう交通を確保すること。
- (2) 始発及び最終バスの運行に支障のないよう路面状態を保つこと。
- (3) 日中にあっては吹き溜まり箇所等の発生が生じた場合、又は予想される場合は、委託者と連絡をとり交通を確保すること。
- (4) その他緊急に委託者からの依頼があった場合には、協議のうえことにあたること。

(道路構造物の保全)

第5条の5 除雪に際しては、道路及びその付属物に損傷を与えないように留意すること。

2 除雪に起因して道路及び管理施設物を破損した場合は、委託者の指示により必要な措置を講ずること。

(凍結抑制剤)

第6条 作業に要する凍結抑制剤については、委託者が購入し、受託者に支給する。

2 凍結抑制剤の受け渡しに当たっては、二本松土木事務所備え付けの「消耗品出納簿」に記入しその証を残すものとする。

(凍結抑制剤散布作業)

第6条の2 受託者は参考様式2により機械による散布作業を報告（日報）するものとする。

2 受託者は、委託者の随時点検に応じなければならない。

(凍結抑制剤散布車の出動基準)

第6条の3 凍結抑制剤散布車の作業は路面凍結が予想される場合、または確認したとき出動するものとする。ただし、路面の状況により緊急に散布を行う必要性が生じた場合については、前記にかかわらず監督員の指示によりその都度出動するものとする。

(自動散布機凍結抑制剤補充作業)

第6条の4 自動散布機凍結抑制剤補充作業状況は、1か月分を取りまとめて第6-1号様式に整理し備え、毎月、作業状況写真を添付してその写しを提出するものとする。

(雪道巡回)

第7条 峠部等により委託者が必要と判断した場合、委託者は文書等で雪道巡回の指示を行うこととし、受託者は指示に応じて、指定された雪道のパトロールを行うこと。

なお、受託者は、巡回結果は参考様式3により、その都度報告すること。

(待機要請)

第7条の2 契約期間中、大雪注意報発令等により委託者が必要と判断した場合、委託者は文書等で待機要請を行うこととし、受託者は要請に応じて、情報連絡員及び助手を含むオペレーターを待機させるものとする。

2 受託者は、第8号様式により待機態勢をその都度報告すること。

(交通誘導員)

第8条 運搬排出等に交通誘導を行う必要がある場合は、事前に配置計画等を協議し、委託者は協議結果に基づき交通誘導員の配置を指示するものとする。

2 受託者は、毎月、第6-2号様式により配置状況を整理し、同様式に配置状況写真及び警備業務日報の写しを添付して報告するものとする。

(監督員の指示)

第9条 除雪作業は各条項により受託者が施工するものであるが、除雪は特殊な作業であり、出動時間帯、除雪工法等、監督員が指示する場合もあり、その指示に従わなければならない。

2 作業委託区間は、第5条の3の区間の外、県北建設事務所管理道路で監督員が指示する区間とする。

(主任技術者届等)

第10条 主任技術者の届出は第1号様式によるものとする。

2 情報連絡員の届出は第2-1号様式によるものとする。

3 除雪機械の運転員については、第2-2号様式に資格を証する運転免許証の写しを添付して届け出るものとし、受託者において作業前に資格の確認と安全運転の指導を行い、法令等に違反することの無いように対処すること。

(その他)

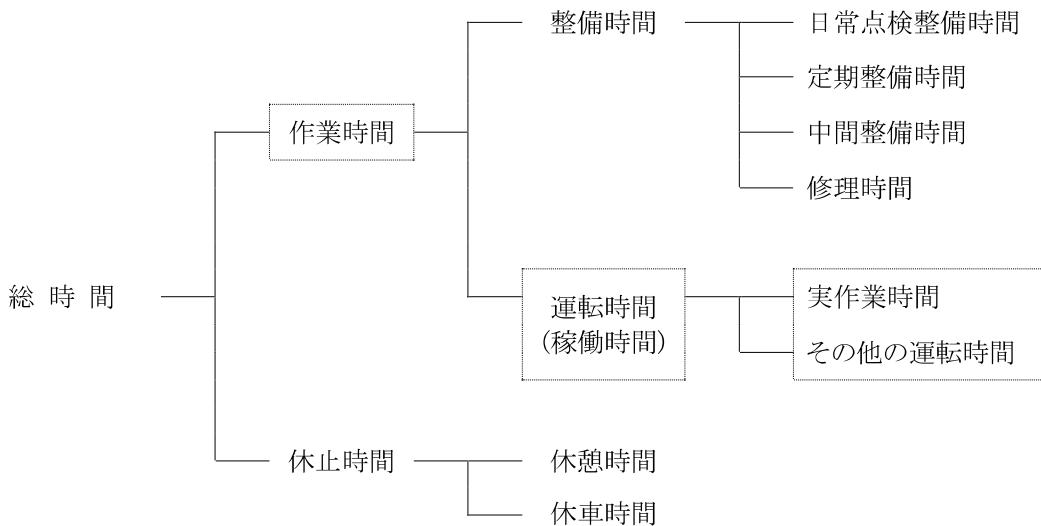
第11条 除雪機械の作業日報の整備は、別紙「除雪機械作業記録作成要領」による。

別紙

除雪機械作業記録作成要領

1. 時間

時間は1日24時間とし、単位は時、分を用い、5分単位とする。（例 0, 5, 10, 15,）



2. 運転時間（稼働時間）

機械の作業をした時間をいい、以下のものを含む。

(a) 実作業時間

主目的である除雪作業をした時間

（注）除雪作業を主目的としている所へ、トラック等が故障し、または雪のため動かなくなり除雪作業に支障を来すため、これけん引した場合等の時間は実作業時間には含まない。

(b) その他の運転時間

主目的以外の作業をした時間

（注）現場試運転のための運転、整備点検のための運転、エンジンの空運転、および実作業時間の説明の（注）に示した場合等の運転時間をいう。

また、エンジンの空運転時間については、15分以上運転した場合は15分を上限として作業日報に記入するものとする。ただし、凍結抑制剤散布車稼働後の運転時間は洗車・乾燥に時間を要するため、実稼働時間を計上できる。

工場内における各種運転時間はこれに含まれず、整備時間とみなす。

受託者における事務所提出の時間数の記入方法は、前記点線表示の稼働時間を記入する。

3. 休日

休日とは、祝日（国民の祝日にに関する法律第2条で定められた休日をいう。）及び休日（毎週土曜日の0時から日曜日の24時までの48時間については、福島県の休日を定める条例に基づき休日とし、年末年始の休日は12月29日から1月3日までの6日間とする。）とする。

福島県二本松土木事務所管内図

【図-1】道路維持補修・舗装維持修繕業務区分図

位 置 図



卷之三

平成29年5月作成 二本松土木事務所

道 路 表	
No	一 極 國 道
4	6 号
345	3 4 8 号
410	4 5 8 号
No	北 地 方 道
9	本 管 - 一 通 呼 道
20	本 管 - 二 通 呼 道
21	本 管 - 七 通 呼 道
20	田 道 - 安 道
43	武 道 - 二 通 有 川 道
62	明 道 - 一 通 有 川 道
73	二 本 管 - 通 呼 道
一 極 雜 道	
114	施 道 - 安 道
1	一 本 道 - 通 呼 道
127	一 通 呼 道
116	本 管 - 五 代 道
118	本 管 - 三 通 呼 道
119	本 管 - 一 通 呼 道
146	石 道 - 本 通 呼 道
147	見 道 - 本 通 呼 道
149	本 管 - 皆 通 呼 道
150	一 本 道 - 皆 通 呼 道
181	安 道 - 修 井 道
299	東 道 - 那 通 道
335	石 道 - 五 通 道
334	人 天 田 道 - 通 呼 道
335	木 道 - 一 通 野 道
334	安 道 - 大 丘 道
335	前 道 - 二 通 野 道
337	若 道 - 日 通 道
348	荒 道 - 平 丘 通 道
330	南 道 - 厚 一 大 通 道
338	东 道 - 京 道

高 速 道 路	市 街 化 区 域・用 地 域	国・民 有 保 安 林 域
国 道(直 線)	人 口 密 度 域(BD-H22年)	地 すべり 防 止 域
国 道(環 管 理)	交 通 量 測 検 点	急 倾 斜 地 崩 塌 危 险 域
主 要 地 方 道	流 量・水 位 測 検 所 位 置	市 投 所・設 立 所
一 般 縣 道	雨 量 測 検 所 位 置	東 北 新 幹 線
橋	雪 量 測 検 所 位 置	字
普 内 界	既 設 ダ ム	
市 町 村 界	法 河 川 区 域・砂 防 指 定 地	
都 市 計 画 区 域	国 有 林 区 域	

卷之三

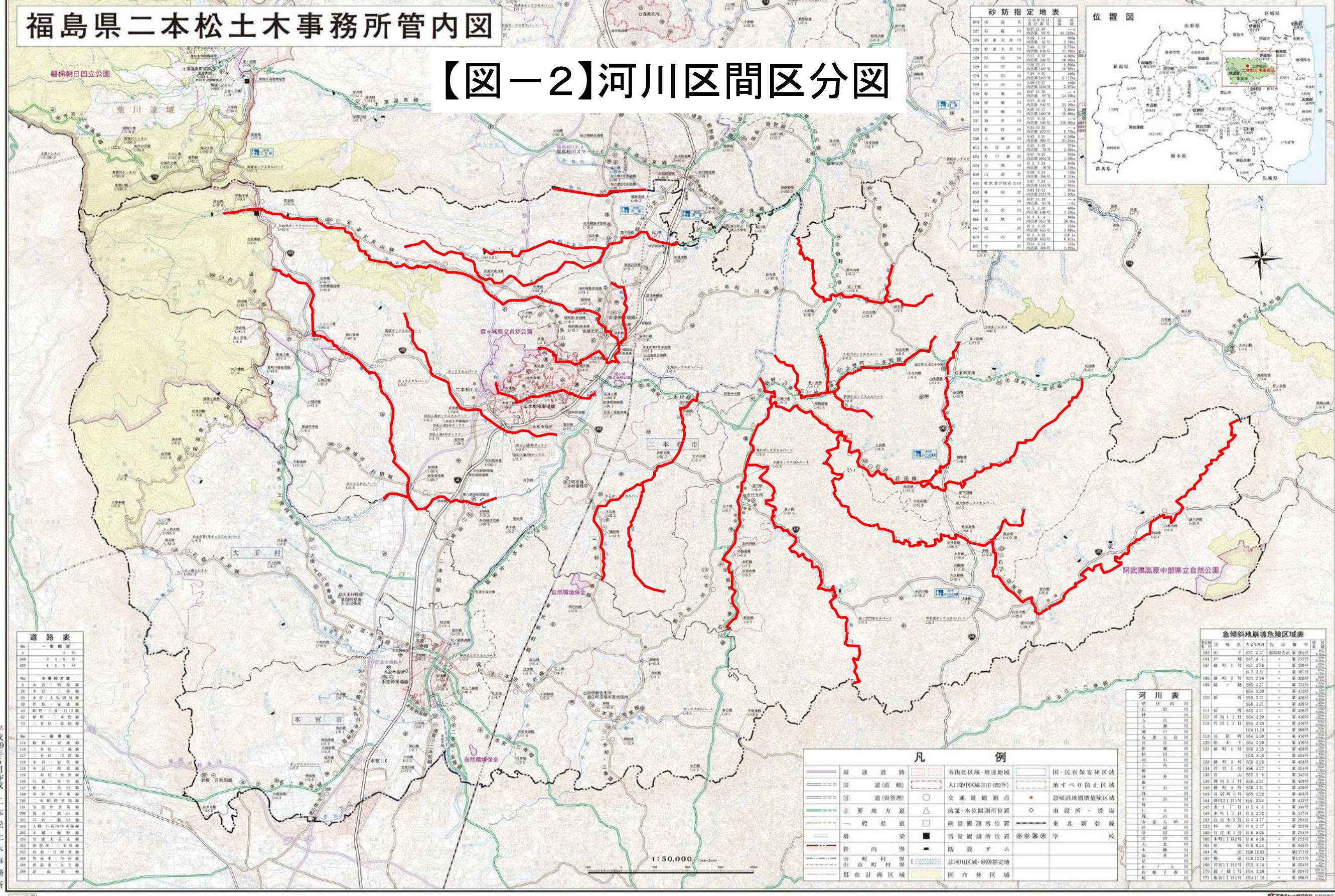
(二本松地区)

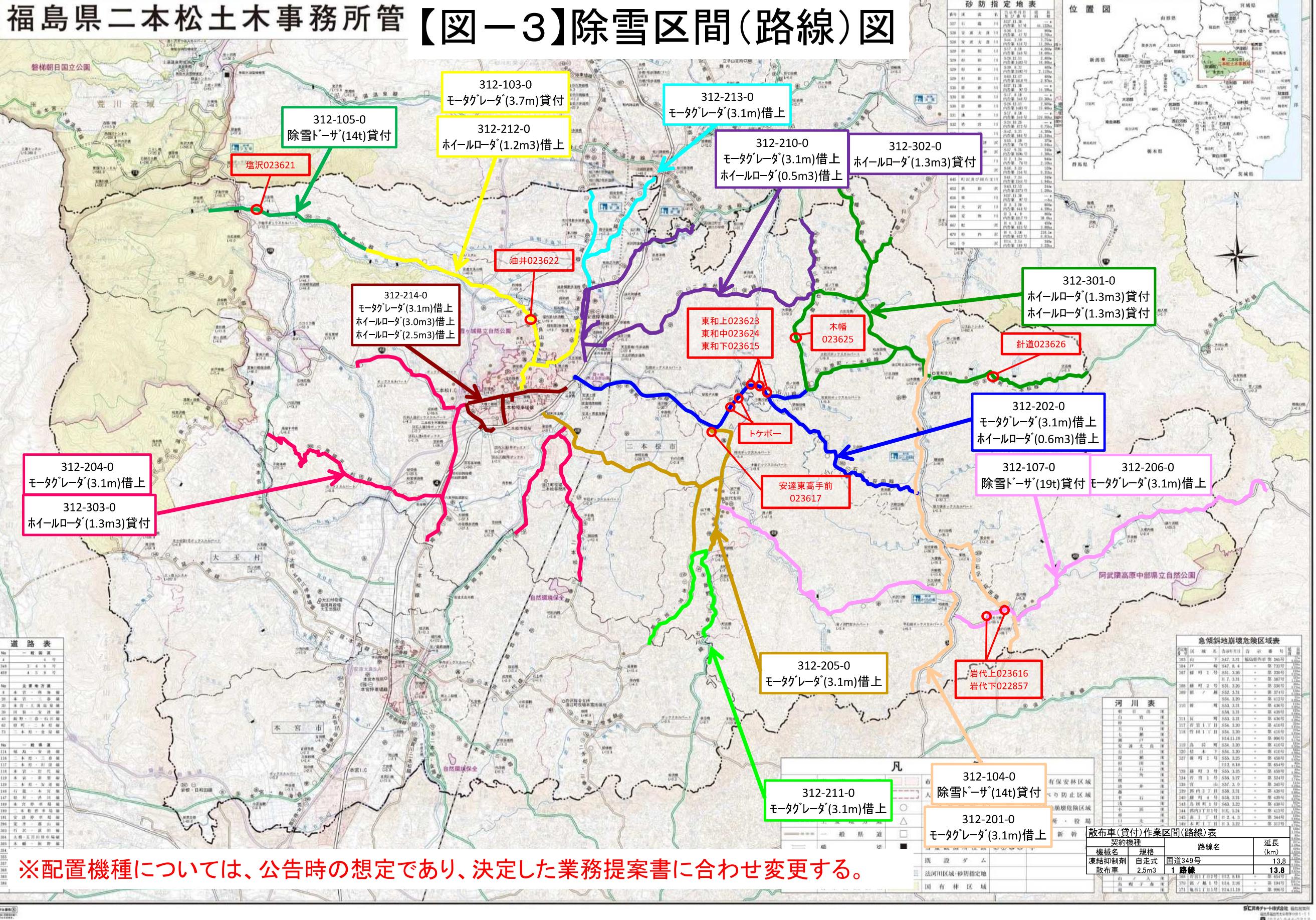
(参考様式)

東北道路啓開計画路線調書

福島県二本松土木事務所管内図

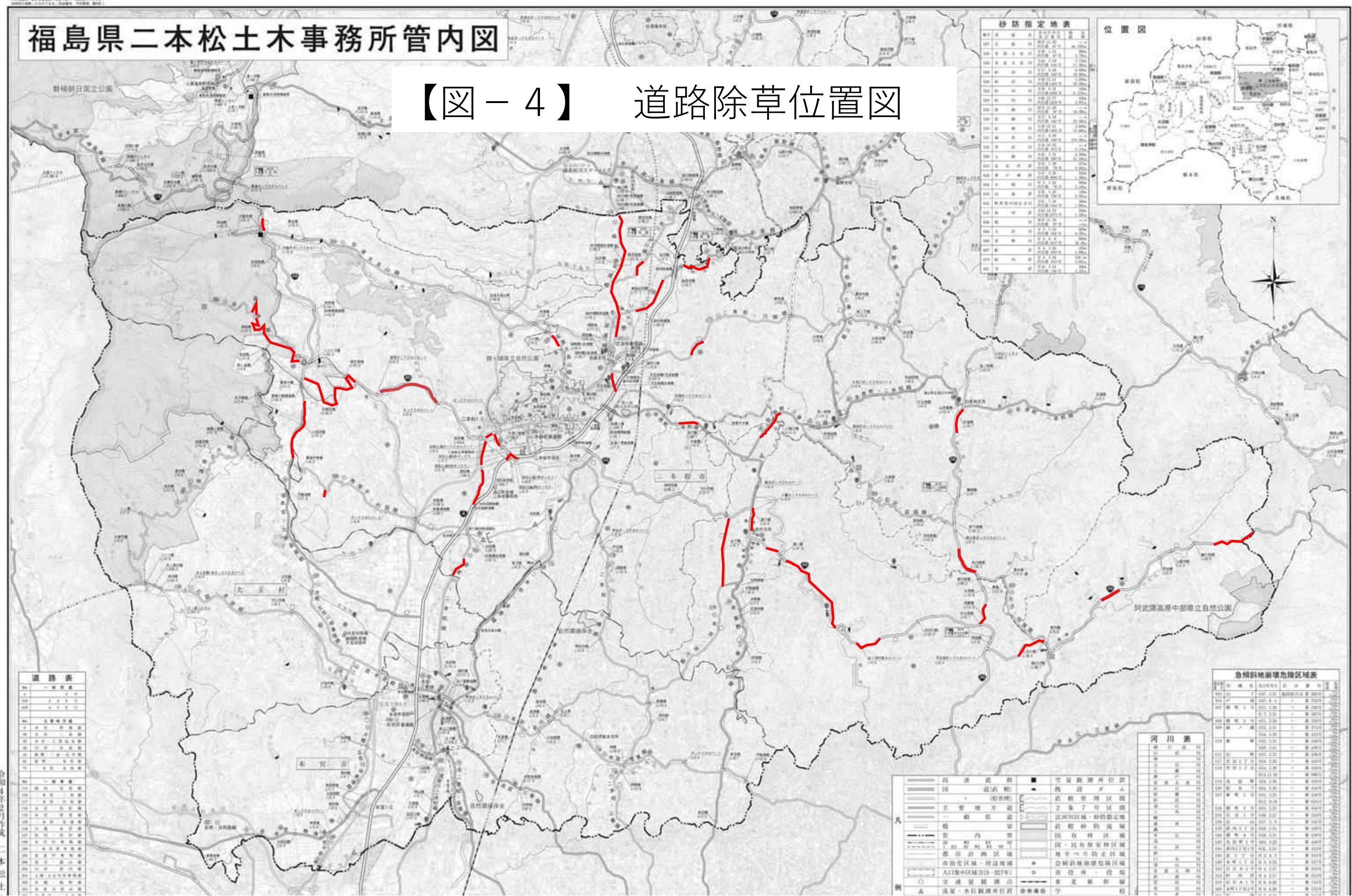
【図-2】河川区間区分図





福島県二本松土木事務所管内図

【図-4】道路除草位置図



貸与・借上機械一覧

1 貸与機械

NO	機械・規格	登録番号	保管場所
1	除雪ドーザ 14t	福島900る375	金色陸橋下
2	除雪ドーザ 14t	福島00る2952	事務所車庫
3	除雪ドーザ 19t	福島00る 22	金色陸橋下
4	モータグレーダ 3.7m	福島00る3069	事務所車庫
5	凍結抑制剤散布車 2.5m3	福島800は1464	事務所車庫
6	ホイールローダ ホイール式 1.3m3 AP付	リース車両	事務所車庫
7	ホイールローダ ホイール式 1.3m3 AP付	リース車両	事務所車庫
8	ホイールローダ ホイール式 1.3m3 AP付	リース車両	事務所車庫
9	ホイールローダ ホイール式 8t級1.3m3 スノーパケット	リース車両	事務所車庫

2 借上機械(案)

NO	機械・規格	台数
1	モータグレーダ 3.1m	7台以上
2	ホイールローダ 0.5m3 以上	6台以上

※借上機械については、決定した技術提案書に合わせて変更し、契約する。